⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 9 March 2018

⑸ Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00 10 May 2018 (tenders brought with : 14 : 00 10 May 2018 or submitted by mail : 14 : 00 10 May 2018)

⑹ Contact point for tender documentation : Hideto Kitaoka Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月7日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　村岡　　猛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第25号

1　工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　平成30年度八代港（外港地区）岸壁築造工事（第２次）

⑶ 工事場所　熊本県八代市新港町地先

⑷ 工事内容　撤去工　既設構造物撤去　１式、土砂撤去（グラブ浚渫）約38,000㎥（ＮＥＴ）、本体工　鋼管矢板打設　約30本、斜杭打設　約20本、陸上地盤改良工　高圧噴射攪拌（φ2,000㎜）約20本、海上地盤改良工　サンドコンパクションパイル（φ2,000㎜）約2,100本、上部工　１式、付属工　１式

⑸ 工期　平成31年３月20日まで。（内、指定部分　平成30年11月30日）

⑹ 本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑻ 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽ 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑾ 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑿ 本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒀ 本工事は、「平成29年度熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成29年４月１日以降に契約締結を行う工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

⒁ 本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1.1　現場管理費率：1.1】

⒂ 本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る平成30年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上の者であること。）

⑷① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成14年度以降に元請けとして、海上作業船を使用した、サンドコンパクションパイル工法による改良長10m以上の地盤改良工事の施工実績を有する者であること。

② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年度以降に元請けとして、海上作業船を使用した地盤改良工事の施工実績を有する者であること。

③ 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成14年度以降に元請けとして、海上作業船を使用した、サンドコンパクションパイル工法による改良長10m以上の地盤改良工事の施工実績を有する者であること。

さらに、他の構成員は、平成14年度以降に元請けとして、海上作業船を使用した地盤改良工事の施工実績を有する者であること。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸ 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成14年度以降に元請けとして、海上作業船を使用した、サンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事の施工経験を有する者であること。

なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては規定しない。（申請者の提出は不要とする。）